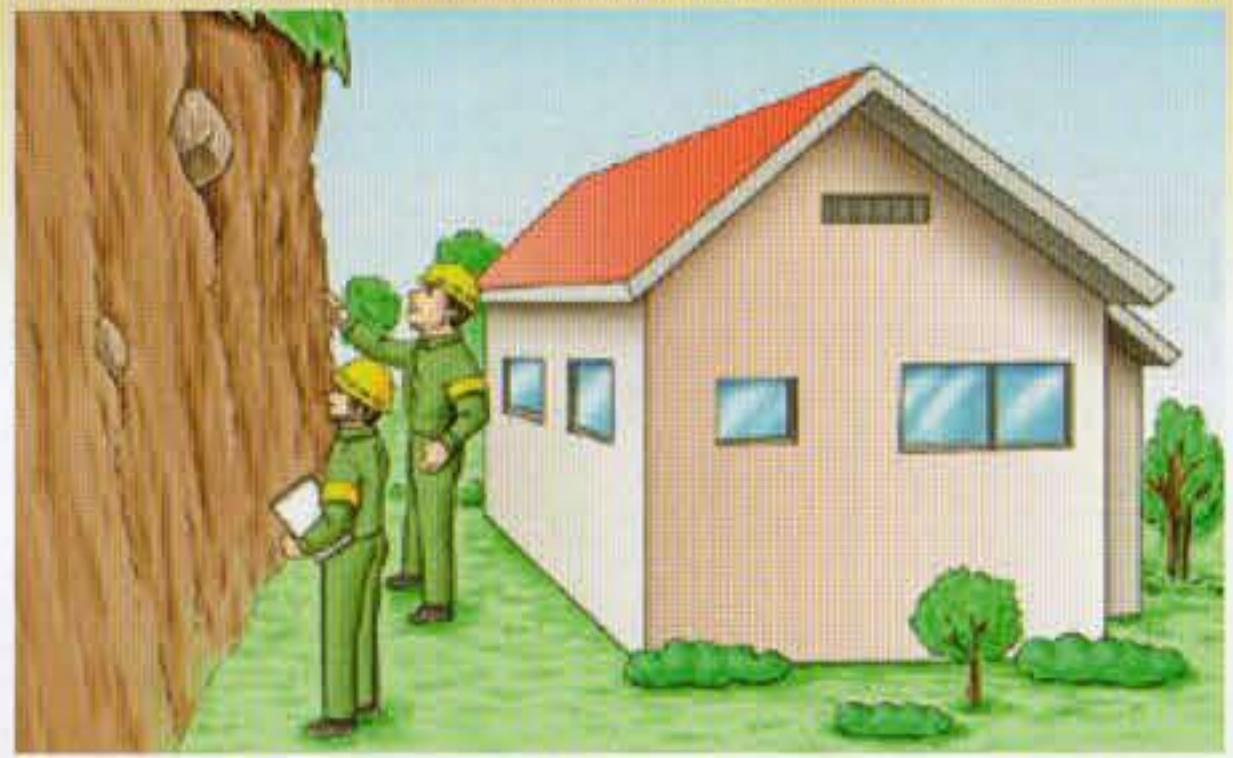


基礎調査の実施



愛知県が、渓流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形・地質及び土砂災害の予想到達範囲・土地利用状況などについて調査します。

区域の指定

基礎調査を実施して、土砂災害のおそれのある区域を指定します。

土砂災害警戒区域 (通称：イエローゾーン)

■急傾斜地の崩壊

- イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域

■土石流

土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン)

急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等が発生した場合に建築物に作用する力によって、通常の建築物が住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生じる区域。

※これまで区域指定した箇所は、県建設事務所や市町村役場、インターネットの「愛知県土砂災害情報マップ」(<http://sabomaps.pref.aichi.jp>)にてご覧になることができます。

土砂災害警戒区域等では、以下の施策が講じられます。

警戒区域では

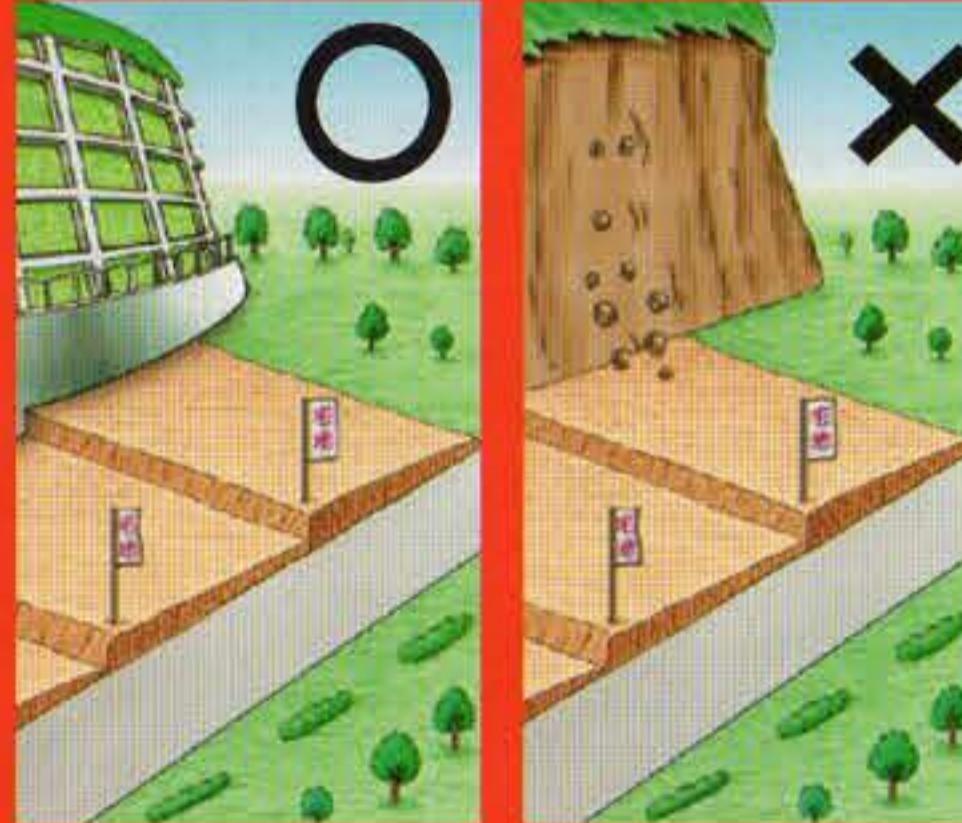


警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るために、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

【市町村】

特別警戒区域ではさらに



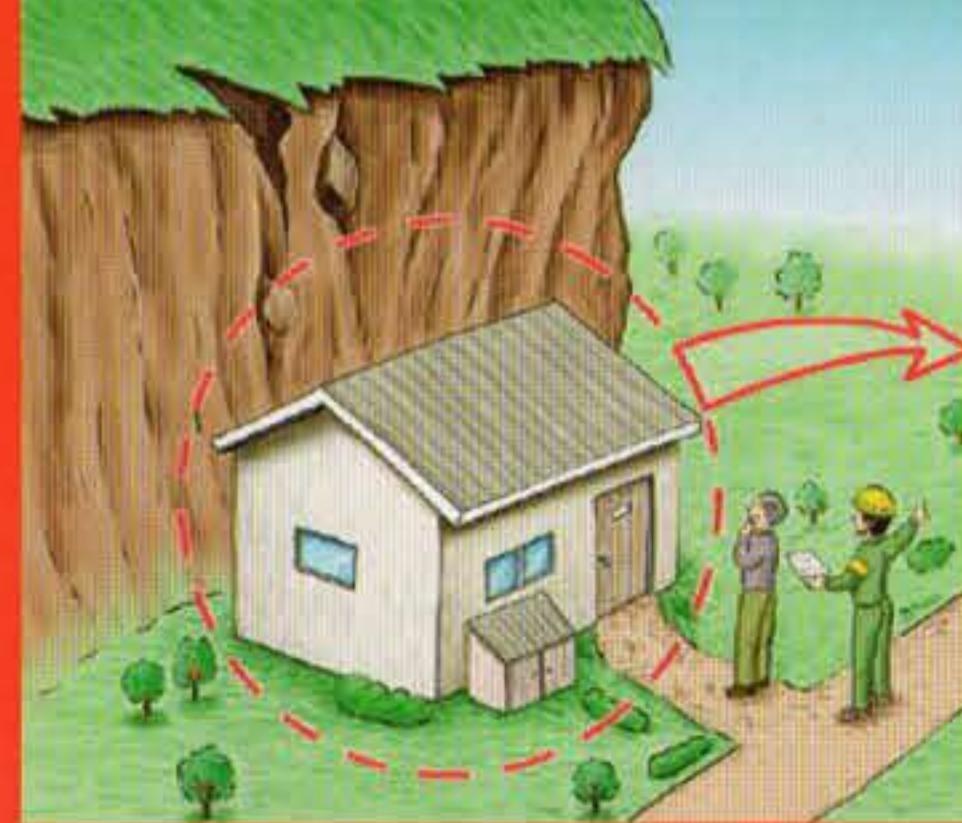
特定の開発行為に対する許可制

住宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。【都道府県】



建築物の構造規制

居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。【建築主事を置く地方公共団体】



建築物の移転勧告

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。【都道府県】

土砂災害と区域指定の基準

土石流

山地の谷部において渓流にたまつた土砂や斜面から崩れた土砂が、大雨による水と一緒に一気に流れ下る現象です。



こんな前ぶれに 要注意

- ・山鳴りがする。
- ・雨が降り続いているのに、川の水位が下がる。(土砂により上流で流れがせき止められている)
- ・川が濁ったり、流木が流れる。

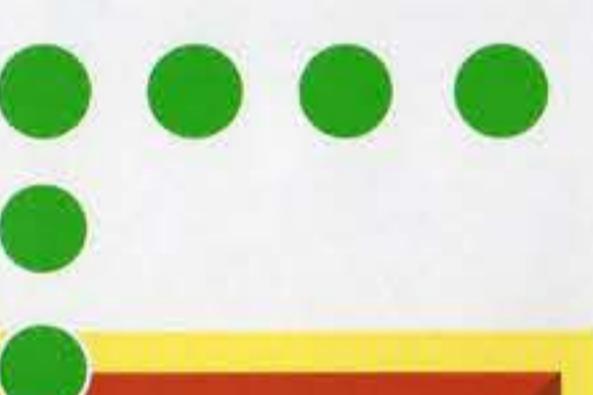
急傾斜地の崩壊

降り注いだ雨が地中にしみ込むことによって、地盤がゆるみ、斜面が突然崩れ落ちる現象です。



こんな前ぶれに 要注意

- ・小石が落ちてくる。
- ・崖から水が湧き出てきた。
- ・斜面にひび割れができる。



建築物の移転等の 勧告及び支援措置

特別警戒区域内の施設整備にかかる防災工事や安全な区域への移転など、土砂災害の防止・軽減に対しては、以下のような支援措置があります。

■住宅金融支援機構の融資

移転勧告に基づく特別警戒区域からの家屋の移転、代替住宅の建設、土地の取得等に必要な資金の融資を受けられます。(融資金利の優遇措置あり)

■住宅・建築物耐震改修等事業による補助

特別警戒区域内の構造基準に適合していない住宅を区域外へ移転し、代替家屋の建設を行う者に対し、危険住宅の除去等に要する費用及び危険住宅に代わる住宅の建設に要する費用の一部が補助されます。

■土砂災害のおそれがある区域からの移転促進のための税制

特別警戒区域内の住宅移転を促進するため、移転補助を受けて、区域外に新たに取得する住宅又は住宅用地について一定の要件を満たしている場合、不動産取得税の課税標準を5分の1控除します。
(適用期限: 平成22年3月31日まで)